

弁護士法人 大手町法律事務所





北九州ヘッドオフィス

〒803-0814 北九州市小倉北区大手町11-3 大手町アイビースクエア2F TEL.093-571-0081 FAX.093-571-6095





福岡オフィス

〒810-0042 福岡市中央区赤坂1丁目7-11 TEL.092-712-4923 FAX.092-714-2379

ホームページ

http://www.ohtemachi-lawyer.com/

大手町法律事務所 Q





事務所ご挨拶

残暑の候、皆様におかれましてはますますご健勝のこととお喜び申し 上げます。また、平素は格別のご厚情を賜り、心よりお礼申し上げます。

さて、令和を迎えて早くも3か月が経ち、やっと令和にも慣れてきたかな といったところではないでしょうか。直ちに時代の変化を感じることはな いかも知れませんが、確実に社会は変化していくもので、それに伴い、様々 な問題が生じています。本号では、各弁護士が注目している最近のニュー スを聞いてみましたが実に多岐にわたっております。いかなる問題に対し てもベスト・ソリューションを探求し皆様のお力になれるよう日々邁進し て参りますので、令和も当事務所をよろしくお願いいたします。



MASAHARU NAKANO 中野昌治 代表(北九州オフィス所長)

主な取扱い分野 行政関係、労働関係、企業法務、 企業再生·倒産関係

米中貿易摩擦



SUMIATSU GOYAMA 合山 純篤 代表(福岡オフィス所長)

主な取扱い分野

民事全般、企業法務、企業再生・ 倒産関係、行政関係、労働関係

墓じまいをする人が増え、墓石 の不法投棄も増大



HIROYIIKI ANO 阿野 寬之

執行役員

主な取扱い分野 刑事事件:少年付添事件、 損害賠償請求事件、企業法務一般

民事執行法改正。司法に対する信頼性を 高めるには実効性強化が不可欠です。



MAKOTO KIYONARI

清成真 執行役員

主な取扱い分野 企業法務全般、 労働問題(企業側)、民事事件

北九州のIR事業誘致の是非



JUNJIRO MORI

顧問(九州大学名誉教授)

主な取扱い分野 会社法、企業法務

「もう終身雇用も一括採用も無 理|(経団連会長)



KEIICHI NAKANO

中野 敬一

代表(北九州オフィス所長)

主な取扱い分野

企業法務関係、企業再生·倒産関係、 一般民事事件、一般家事事件

「不便益」研究(京大)





NORIO TASE

田瀬 憲夫 弁護士

主な取扱い分野 刑事事件、一般民事事件、 医療紛争 · 交通事件

東京オリンピック2020の暑さ



「最近注目しているニュース | を聞いてみました



KEI TANAKA

用中圭

弁護士

主な取扱い分野 交通事故その他一般民事. 倒産関係、刑事事件

高齢者の自動車事故



TOSHIHIRO NAKANISHI

中西 俊博

弁護士

主な取扱い分野 企業法務関係、企業再生・倒産、

一般民事事件、家事事件

サッカー久保建英選手の活躍



TSUYOSHI TOMINAGA

富永剛 弁護士

主な取扱い分野 一般民事事件、行政関係法務、

家事事件、刑事事件

大谷翔平選手の活躍



DAISUKE NEGISHI

根岸 大将

弁護士

主な取扱い分野 一般民事事件、倒産事件、

家事事件、刑事·少年事件

電子決済サービスの 普及について



MANAMI MAKIYAMA

牧山 愛美 弁護士

主な取扱い分野 一般民事事件、刑事事件

来年施行の改正民法。 対応に追われています。



YUKIHITO MANAKO

刑事事件

眞子 幸人

弁護士 主な取扱い分野 企業法務、一般民事事件、

某アイドルグループの暴行事件 に端を発する一連の騒動



KEISUKE FURUNO

古野 慧輔 弁護士

主な取扱い分野 企業法務、一般民事事件、 刑事事件

米朝首脳板門店会談



NAOMICHI WADA

和田 直道 弁護士

主な取扱い分野

一般民事事件、刑事事件、 労働事件(企業側)

最近注目しているニュースは.

「宮迫です。」

雑感 その3

(2018年8月発行の事務所報8号に「雑感その2|という題で書いた文章の続きです。)

人生も、国の歴史も、紛争に関与する弁護士の仕事も、途中では、数多くの選択肢があり、その都度、真剣な選択を繰り返して来たとしても、終わった後で振り返れば、ただ一本の道が存在しているだけです。途中で選択肢として存在していましたが、選択しなかった道は、所詮、想像した道、架空の道です。

依頼者の中には、選択しなかった道を取っておれば、こんな結果にはならなかったのではないかと、実際に選択した道の結果よりも、選択しなかった道の結果(これは架空のものです!)の方を、より良い内容で想定する人が出てくること

は避けられません。弁護士の仕事は、厳しい結果 責任の世界の事でもあります。このことはどうす ることもできない自明のことですが、弁護士生活 の中で、何回となく、痛いほど、自覚させられたこ とではあります。

こういうときには、「かの時に我がとらざりし 分去(わかさ)れの片への道はいずこいきけむ」 (上皇后御歌)や「歴史にイフはない」という言葉 が、いつも、心に浮かんできます。



代表(福岡オフィ<mark>ス所長) 合山純篤</mark> SUMIATSU GOYAMA

遺言書の保管について

親族が亡くなり、残された荷物の整理をしていると、思いがけない場所から遺言書が出てきて相続争いになる。

みなさまも、今までに一度はテレビドラマや映画で、このようなワンシーンを見たことがあるのではないでしょうか。こうした争いを減らすための新たな法律が令和2年7月10日より施行されます。

新たな法律の名称は、「法務局における遺言書の保管等に関する法律」。その名のとおり、遺言者が申請をすることで、法務局に自らが書いた遺言書を保管してもらうという制度です。当然、保管していた遺言書の内容を変更したい場合には、法務局に行き、保管申請の撤回をすることも可能です。

この新たな法律の活用により、テレビドラマや 映画でよく見かけた相続争いの減少が期待され ています。ただし、遺言書の保管等に関する法律は、あくまで遺言書を保管するための制度に過ぎないため、遺言それ自体の内容の正確性であったり、認知症の進んでしまった人が書いた遺言の有効性など、遺言能力の問題についてまでも担保するものではないことには注意が必要です。

そこで、正確な内容の遺言書を作成し、保管するためにも、遺言書作成の際には、弁護士などの専門家に一度相談されることをお勧めします。



^{弁護士} **和田 直道** NAOMICHI WADA

株主総会での運営や対応(動議)

このコラムを執筆しているのは本年6月上旬で、株主総会が集中する時期の直前です。多くの法務担当の皆様は、株主総会への準備に忙しくされている頃かと思われます。私ども弁護士も顧問会社様の株主総会に同席させていただくことがありますが、その際の総会運営で気を付けるものの一つとして、動議への対応が挙げられます。

株主総会での株主の提案で、審議や採決を求める旨の意思表示を「動議」といいます。この動議のうち、総会議案(の修正)に関するものを「実質動議」や「修正動議」と呼び、総会の議事運営に関するものを「手続的動議」と呼びます(以下、文字制限上、修正動議のみに触れます。)。修正動議は会社法第304条で認められ、これを無視して進められた総会の決議には、決議の瑕疵による取消事由があるとされます。このように慎重な対応が必要とされる修正動議は、株主から総会の場で初めて投じられ、運営側も迅速な対応を迫られ、時には予想外の動議がなされることもある反面、以下のような問題点を含むことから、頭をフル回転させて臨む必要があります。

修正動議は、無制限に認めると欠席株主に議 決権行使の機会を奪うことになるため、招集通知 の内容等から合理的に予測できる範囲のものに 限り許容されています。その結果、招集通知に記 載された内容等と全く無関係の修正動議につ き、議長はこれを動議として認めず、決議に付す べきでないことになります。一般例を挙げると、 取締役選任議案に関する選任予定者の員数の 範囲内での候補者の変更(入替)や追加の提案は、許容される修正動議として審議・採決の対象とする必要が生じます。他方、役員選任数の増員提案などは、招集通知から合理的に予測できず許容されない動議と考えられ、決議の対象から外すべきとされています。

なお、株主側からは、修正動議と理解すべきもの以外に、議案に対する質問、反対意見や要望とも受け取れるもの、それらが混じっているように受け取れるものが発言される場合もあるため、その場合は発言の趣旨を確認する必要があります。

株主の発言が、修正動議にあたるか修正動議ではなく意見や要望として扱うべきか、修正動議にあたるとしてそれが審議・採決の対象として許容されるか否か、判断が難しい場合があります。判断に困るため、最終的にこれを審議の対象として取り扱う方法もありますが、必ずしもそれが反対多数により否決させるかどうかは分からず、結果的に許容されない修正動議を可決させてしまう可能性もあります。そのため、修正動議が提出された時点で、適切な対応をとるべく、議長、事務局や弁護士による相応の判断が求められます。そう思いながら自らを戒めているところです。



中西俊博



野球界の"GOAT"の引退

本年3月、東京ドームで行われた試合を最後に、 イチロー選手が引退をしました。イチロー選手は、 メジャーリーグの中でも"GOAT"と評されています。 ヤギではありません。Greatest of All Time、すな わち、史上最高の選手です。

引退試合となったその日、私は、東京ドームの観客席にいました。

ドラフト4位という、「注目のスター選手」の立場でプロ入りしたわけではない選手が、自身の努力でヒットを積み重ね、数多くの記録を樹立していく様子は、私自身、学生生活・社会人生活を通じて、日々のモチベーションになっていました。イチロー選手がメジャーリーグに行ってからは、毎朝、何本ヒットを打ったかというニュースを見るのが日課でした。そんなイチロー選手が、引退することとなった東京での開幕シリーズでは、1度もヒットを打てませんでした。ヒットを打つことが当たり前だった選手が、ヒットを打てなくなり引退していく様子は、一つの時代の終わりを感じました。それでも、イチロー選手が打席に立つ度に、観客席が総立ちになる特別な雰囲気で引退を見届けることができたことは、今後も忘れられない思い出です。

イチロー選手は引退後に次のような言葉を語っ たそうです。

「同じ言葉でも、誰が言っているかによって意味が変わる。だから、まず言葉が相手に響くような自分を作らなければならないと考えています。今は言葉を発することが先になってしまっている時代のように見えるが、言葉を発する前に、まず自分を作れよって思います。そうすれば自分なりの言葉が出てくるはずだし、人が聞いたときの伝わり方がまったく違ってくるはずです。だからまずは黙って、やること。言葉を発するのはそのあとでいい。

イチロー選手の言葉に重みがあるのも、これまでの努力で積み重ねてきた実績によるものだと思います。なかなか簡単なことではありませんが、イチロー選手のこのような姿勢を見習って、まず行動で示せる自分でありたいと思います。



^{弁護士} 根岸 大将 DAISUKE NEGISHI

一部を改正する法律」が成立し、同月20日、公布されました。この改正は、民法上の、成年年齢(成人する年齢)を20歳から18歳に引き下げ、女性の婚姻開始年齢を16歳から18歳に引き上げること等を内

平成30年6月13日、通常国会において、「民法の

開始年齢を16歳から18歳に引き上げること等を内容とするもので、令和4(西暦2022)年4月1日から施行されます。

民法上、未成年者は、基本的に単独で契約等をすることができず、親権者の同意が必要とされ、これに反する契約等は取り消すことができるとされています。また、未成年者は、父母の親権に服することとされています。したがって、成年年齢の引下げにより、18歳になれば、一人で有効な契約をすることができ、また、親権に服することがなくなります。つまり、親の同意がなくとも携帯電話の契約やアパートの賃貸借契約等を自分一人でできるようになり、ローンやクレジットカードの契約も単独でできるようになります。

もっとも、全ての年齢要件が一律に変更となる訳ではありません。個別の法律の趣旨に基づき、現在の年齢要件が維持されているものもあります。

例えば、飲酒や喫煙については、健康被害の防止や非行防止の観点から、また、競馬、競輪、競艇及びオートレースなどの投票券の購入については、青少年保護等の観点から、いずれも20歳の年齢要件は維持されることとされています。その他にも、養親として養子縁組をすることが出来る年齢や国民年金の被保険者の資格なども、現在の20歳という年齢要件が維持されています。



成年年齢引下げ



旅行記ーウズベキスタンー

皆さん、こんにちは。弁護士の古野慧輔です。 2017年、シルクロードっていいなと思った私は、上海から陸路で中国を横断し、カザフスタン ~キルギス~タジキスタン~ウズベキスタン等 を旅して来ました。今回はその中からウズベキスタンを紹介したいと思います。

ウズベキスタンは中央アジアに位置し、かつてはシルクロードの中心地として栄えました。 「~スタン」と聞くと、どこか縁遠い国のように思 われるかもしれませんが、ウズベキスタンは実はものすごく親日で、テレビドラマの「おしん」が大人気なんだそうです。そのおかげか、街を歩いていると、「メロン食べていかないか?」、「アイスもあるよ!」、「うちの娘と結婚しないか?」等々、ものすごくフレンドリーに話しかけてくださいます。また、大都市では日本語学校もあるようで、日本語で話しかけてくださることも多々。

人が優しいだけでなく、ウズベキスタンには 青の都サマルカンドをはじめとして、オアシス 都市ブハラ、城塞都市ヒヴァ、20世紀最大の環境 破壊アラル海など見どころが沢山。中でもサマ ルカンドブルーのイスラミックタイルはインス タ映えすること間違いなしです。

そんなウズベキスタン、2018年2月10日から、日本人は30日間までの滞在であればビザが不要となり、たいへん行きやすくなりました。皆さんもこの機会にぜひ訪れてみてはいかがでしょうか。



古野 慧輔 KEISUKE FURUNO

